

専決処分報告（訴えの提起）

平成28年（2016年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、損害賠償請求控訴事件1件について、次のとおり附帯控訴を提起する。

専決処分年月日 事件名 相手方	事件の概要	附帯控訴の趣旨
平成28年1月5日 札幌高等裁判所 平成27年（ネ）第382号 損害賠償請求控訴事件 札幌市中央区在住者	平成24年11月2日に札幌市南区澄川において発生した自動車の物損事故（本市が設置管理する道路上に発生していた陥没穴に自動車が落下したもの）に関して本市に4,301,118円の損害賠償を求めて同市中央区在住者（原告）が提起していた訴訟（札幌地方裁判所平成25年（ワ）第2210号損害賠償請求事件）について、平成27年11月5日付けで本市に対して707,898円の支払を命じるなどの判決が言い渡された。 原告は、これを不服として同月19日付けで控訴を提起したが、これに対して単に応訴しただけでは、原判決が本市に不利に変更されるおそれがあるため、原判決よりも更に本市に有利な判決を求める申立て（附帯控訴）を行った（訴訟物の価額707,898円）。	(1) 原判決中、本市（附帯控訴人）の敗訴部分を取り消すこと。 (2) (1)の部分について、附帯被控訴人（第一審原告）の請求を棄却すること。